
第二部 各論

第二章 年金制度

第一節 国民年金制度

昭和三六年四月一日からいよいよ拠出制国民年金の保険料の徴収が開始され、国民皆年金の態勢が軌道に乗り出すこととなつた。また、問題の多かつた積立金の運用についても一応の解決をみ、年金福祉事業団が発足し、通算調整措置が実施の運びとなるなど、制度発足当初からの各種の懸案もそれぞれ一応の解決をみ、三六年度は年金制度にとって輝やかなしい発展の第一歩を踏み出した年であつたといつてよい。以下、その実施状況、年金制度の改善などについてみていこう。

第二部 各論

第二章 年金制度

第一節 国民年金制度

一 福祉年金の実施状況とその改善

1 昭和三四年一月から支給を開始した福祉年金の、三六年九月末現在の受給者数とこれに要する年金支給額は、第二-一表のとおりである。

第2-1表 福祉年金受給状況

	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金
受給者総件数(件)	2,106,926	223,905	190,633
数(支分権)支給年額	23,830,830,928	4,013,474,040	2,633,751,046
全部支給	1,678,248	221,410	186,092
一 本人公的年金	46,206	1,355	4,541
部 配偶者公的年金	15,303	1,140	
支給停止			
配偶者老齢福祉年金	361,926		
配偶者障害福祉年金	5,243		
計	428,678	2,495	4,541
全部支給停止	157,614	6,984	9,387

厚生省年金局調

2 三五年九月に支払われた福祉年金について、同年一二月一日までに使用した分を調査した「福祉年金効用調査」によつてその社会的、経済的な効用をみると、次のとおりであることがわかつた。

まず、年金別および現金実支出階層別に福祉年金受給世帯の分布状況をみると、第二-二表でわかるように、一五、〇〇〇円未満の世帯数は、たとえば自営業世帯では老齢福祉年金単独受給世帯で一八・四%、同じく夫婦受給者世帯で二九・八%、障害福祉年金受給世帯で四七・九%、母子福祉年金世帯で七〇・八%となつており、母子福祉年金の受給世帯の実支出がいかにか低い方に集まつているかが如実に示されている。注目すべきことは、老齢福祉年金の場合、夫婦受給者世帯の方が生活水準において単独受給者世帯よりも劣つていて、現在夫婦受給制限でそれぞれ年三、〇〇〇円を差し引いて支給していることには多分に無理があるという結論に達せざるをえなくなつた。

第2-2表 年金別および現金実支出階級別福祉年金受給世帯の分布割合

第2-2表 年金別および現金実支出階級別福祉年金受給世帯の分布割合
(単位:%)

	総 数	自 営 業					雇 用 者				
		総 数	老 齡 (単 独)	老 齡 (夫 婦)	障 害 年 金	母 子 年 金	総 数	老 齡 (単 独)	老 齡 (夫 婦)	障 害 年 金	母 子 年 金
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4,999円未満	1.5	1.4	0.5	1.6	2.8	0.8	1.6	1.3	0.3	2.5	2.4
5,000~9,999円	16.5	17.3	5.8	12.2	19.6	31.9	15.8	5.0	6.6	12.3	37.2
10,000~14,999	20.6	22.8	12.1	16.0	25.5	38.1	18.6	9.7	10.8	19.3	33.2
15,000~19,999	19.5	17.5	17.8	13.0	21.0	18.3	21.3	22.8	23.7	21.3	17.7
20,000~24,999	19.0	17.8	26.1	20.9	15.7	8.2	20.2	29.4	25.8	20.5	6.4
25,000~29,999	10.2	8.8	13.7	13.0	7.3	0.8	11.5	16.3	17.6	11.5	1.7
30,000~34,999	8.2	9.3	16.1	14.2	5.0	1.6	7.1	10.5	8.9	8.2	1.2
35,000~39,999	2.4	2.9	4.2	5.8	1.4	-	1.9	2.4	2.9	2.2	0.2
40,000円以上	2.1	2.2	3.7	3.3	1.7	0.3	2.0	2.6	3.4	2.2	-

資料：厚生省年金局「福祉年金効用調査(35年)」による。

次に、支給された福祉年金がどのように使われているかをみたのが第二-三表で、母子福祉年金は家計に繰り入れるため本人用のみの使用部分がきわめて少なく、老齡福祉年金の場合は、六〇%から七〇%を本人用に使っている。これを農業については耕地面積別に、非農業については支出階層別にさらに詳細にみていつたのが第二-四表と第二-五表で、生活水準の低い世帯ほど家計に充当される割合が高いため、本人のためのみに使われている金額が少ないということがいえる。年金別に使途の特徴をみると、各年金とも食糧費、被服費が一、二位を占めている。衣・食・住といった基本的な生活費にさく割合は、老齡(単独)、老齡(夫婦)、障害、母子の順に高くなつており、ある程度生活水準を反映しているものと考えられる。

第2-3表 年金別および使途費目別割合

第2-3表 年金別および使途費目別割合
(単位:%)

	消 費 支 出										非 消 費 支 出	実 支 出 外 の 支 出	残 金	総 計			
	飲 食 費		住 居 費	光 熱 費	被 服 費	雑 費				生 業 資 金					そ の 他	預 貯 金	そ の 他
	食 料 費	酒 費				た ば こ	理 容 衛 生 費	保 健 医 療 費	教 養 娯 楽 費								
老齡福祉年金(単独)	20.3	3.4	6.0	3.1	2.9	6.7	1.0	1.1	6.8	0.6	9.5	1.9	0.2	12.2	100		
老齡福祉年金(夫婦)	25.1	3.8	2.5	0.7	12.7	8.1	1.3	12.0	7.0	0.1	10.6	0.7	0.4	8.8	100		
障害福祉年金	33.7	0.8	3.1	0.6	15.7	3.0	0.6	10.2	2.7	1.2	4.9	1.8	0.6	9.3	100		
母子福祉年金	36.5	0.1	3.2	0.9	19.9	0.1	0.2	3.7	-	15.2	5.3	3.7	1.2	6.4	100		

資料：第2-2表と同じ。

第2-4表 年金別および耕地面積別本人の用途割合

第 2-4 表 年金別および耕地面積別本人の用途割合（農業）

(単位：%)

	4反未満	4反6反未満	6反9反未満	9反1町2反未満	1町2反1町5反未満	1町5反1町8反未満	1町8反2町1反未満	2町1反以上
老齢福祉年金(単独)	63.3	59.3	74.1	71.0	69.4	79.3	80.9	79.1
老齢福祉年金(夫婦)	56.1	61.3	67.7	68.3	71.3	72.5	70.1	70.4
障害福祉年金	38.7	49.3	63.3	60.1	69.2	67.9	45.8	49.6
母子福祉年金	5.4	4.0	5.3	1.6	3.9	3.2	9.5	29.0

資料：第 2-2 表と同じ。

第2-5表 年金別および支出階級別本人の用途割合

第 2-5 表 年金別および支出階級別本人の用途割合（非農業）

(単位：%)

	4,999円以下	5,000円～9,999円	10,000円～14,999円	15,000円～19,999円	20,000円～24,999円	25,000円～29,999円	30,000円～34,999円	35,000円～39,999円	40,000円以上
老齢福祉年金(単独)	54.1	60.2	54.7	69.9	70.5	75.5	79.6	72.1	76.5
老齢福祉年金(夫婦)	27.1	30.7	48.4	56.5	71.5	72.9	74.1	67.6	79.4
障害福祉年金	17.8	33.7	31.4	46.2	56.4	68.1	77.3	82.1	80.9
母子福祉年金	3.4	3.2	2.0	5.6	3.1	2.6	-	13.0	-

資料：第 2-2 表と同じ。

3次に、福祉年金の改善状況についてみてみよう。発足後日が浅く、制度としても必ずしもじゅうぶんではない福祉年金制度に対しては、発足直後からいろいろと改善の要望が寄せられてきている。政府としても、もちろん現行制度で事足りとはせず、制度改善のための検討をとり進めてきたが、現段階における国の財政事情などを勘案して、三六年度においては、この際実行しうる最大限度のものとして次の諸点について改善を行ない、これらの要望にこたえることとした。

(1) 準母子福祉年金制度の創設

配偶者のいない祖母や姉が、孫や弟妹を扶養するいわゆる準母子世帯については、母子世帯とまったく同様の実情にあると考えてよいので、母子福祉年金の例により準母子福祉年金を支給することとした。

(2) 二五歳以上の子と生活を同じくしている場合の母子福祉年金の支給制限の改正

従来は、二五歳以上の子と生活を同じくしている場合には、その子の所得のいかにかわらず、母子福祉年金の支給が停止されていたが、これを改め、義務教育終了後の子の前年の所得が五〇万円未満のときには支給されることとした。準母子福祉年金についても同様である。

(3) 災害にあつた場合の支給制限の緩和

福祉年金の受給権者や配偶者、扶養義務者などが震災、風水害、火災その他の災害で住宅、家財な

どの半分以上を失つたときには、これらの者の前年の所得による支給制限は解除することとした。

(4) 所得制限の緩和

第三八回国会に提出された政府原案にはなかつたが、衆議院社会労働委員会で修正され、第三九回国会に再提出された際、政府原案に組み入れられたものの一つに、福祉年金の所得制限の緩和がある。すなわち、受給権者が前年に義務教育終了前の子、孫、弟妹の生計を維持する場合には、福祉年金の所得による支給停止の基準額一三万円に、一人につき一万五、〇〇〇円が加算され、その額が、その者の所得制限額とされているが、この加算額を三万円に引き上げたものである。

このほか、拠出制国民年金と共通する改善事項として次のものがある。具体的に問題になるのは、今のところ福祉年金の場合であるから、ここで触れておこう。

(1) 未支給年金の支給範囲の拡大

従来、受給権者が死亡した際の未支給分の年金は、受給権者の死亡によつて母子年金または遺児年金の受給権を取得する者のみがこれを受けうることに制限されていたが、これを支給できるようにしてもらいたいという声が非常に強く、今回の改正で広く死亡した受給権者の遺族がこれを受けられることができるようにその範囲を拡大した。

(2) 死亡の推定

船が沈没したりして、生死がわからなくなつた場合、その期間が三月以上となつたときは死亡したものと推定して、早期に、母子年金など死亡を支給事由とする年金を支給することができるものとした。

(3) 廃疾の併合認定

従前から身体に障害がある者が、国民年金の被保険者となつた後新たに身体障害が生じたときには、前後の障害を併合して年金を支給できるようにした。

以上の諸点の改善は、第三八回国会に国民年金法の一部改正として提出したものであるが、会期末の混乱で廃案になつたため第三九回国会に再提出の運びとなり、三六年一〇月三十一日成立し、四月にさかのぼつて実施された。

今後の問題としては、(1)本人所得制限の緩和、(2)配偶者公的年金受給制限の撤廃、(3)夫婦受給制限の撤廃、(4)母子福祉年金の額の引き上げ、(5)公的年金との併給など多々検討すべき事項が残されている。

第一の本人所得制限の緩和は、現在受給権者本人に年間一三万円(受給権者に義務教育終了前の子、孫または弟妹があるときは、一人について三万円を加算した額)以上の所得があるときは、年金は支給されないことになつているが、この一三万円を少なくとも一五万円程度にまでは引き上げようとするもので、年来の懸案事項である。次の配偶者公的年金受給制限の撤廃は、これまで老齢福祉年金または障害福祉年金の受給権者の配偶者が年六、〇〇〇円以上他の公的年金を受給しているときには、その受給権者の福祉年金の額が一定限度にまでおさえられているが、この制限を撤廃しようとするものである。第三の夫婦受給制限の撤廃は、現在夫婦とも老齢福祉年金を受ける場合、または夫婦の一方が老齢福祉年金を、他方が障害福祉年金を受ける場合にはそれぞれの老齢福祉年金の額のうち年三、〇〇〇円が支給停止となるのを撤廃しようとするものである。さきに述べた福祉年金効用調査によつても、夫婦とも受給権者である場合にその年金額を減額することには合理的な理由がないからである。また、母子世帯

の生活の苦しさを考慮して、母子福祉年金における加算額を二子以上について月額各四〇〇円(現行二〇〇円)に引き上げることをも検討している。最後の公的年金との併給については、先般の国民年金法の一部改正の際にも大いに論議のあつたところであるが、これは、戦死した者の遺族に対する公務扶助料などは福祉年金とは本来的に性格が異なるもので、公務扶助料などが支給されているから福祉年金を支給する必要がないというような性質のものではなく、したがって、これらの公的年金を受けている場合でも福祉年金を併給すべきであるという声を尊重して一定限度のもとで福祉年金の支給を認めようとするものである。いずれも、今後、国民年金審議会などにはかり、一つずつ解決していかなければならない問題である。

第二部 各論

第二章 年金制度

第一節 国民年金制度

二 拠出制国民年金

(一) 拠出制国民年金の発足

昭和三六年四月から保険料納付が始まった拠出制国民年金にとっては、この一年はまさに嵐の一年であったといつてよい。

1 三五年七月に全市町村において、全住民を対象として行なつた世帯調査の結果によれば、拠出制国民年金の強制適用を受ける者の数は、全国で、二、二〇四万九、三〇五人、任意加入の意思表示をした者の数は二五九万四、五三一人で、合計二、四六四万三、八三六人となつたが、実際一〇月から適用届が始まつても、これだけの多人数を一定の行政のルートにのせることはなかなか容易でなかつた。

厚生年金保険制度や共済組合制度のように職場を通して被保険者をは握できない国民年金制度にとつて、一人一人の被保険者を追求していくには、なによりもまず市町村の努力が必要なのであるが、適用開始時期がたまたま総選挙の時期にあたり、あるいは、農繁期とからみ、じゅうぶんな広報活動ができなかつたため、適用実績は当初のうちは著しく低調であることを免れがたかつた。これに加えて、三五年夏ごろからの社会党、総評、社会保障推進協議会を中心とする拠出制国民年金の実施に対する反対または実施延期の運動は、給付額が低すぎることに、保険料が高すぎることに、拠出期間が長きに失することなどをあげて、適用開始時期を中心に激しい動きを示し、大都市においては、地域住民が地域行政とのつながりをほとんど失っていることとからみあつて、ことに激しく、制度の実施に暗い影を投げかけた。

適用業務は、こうした困難な事態を乗り越えて続けられてきた。その結果、本年四月の完全実施に際しては、強制適用者数は、一、五〇二万七〇人、任意適用者数は二一七万四、八二七人にのぼり、その後も少しずつ伸びており、まずまず順調な発足をみた。もちろん、いまだ相当数の人々が適用届を提出していないことを見のがすわけにはいかない。全国民をあげての制度に対する協力と理解が必要なことはいうまでもないが、適用業務にたずさわる各種行政機関の一層の努力が望まれるわけである。適用促進における最も大きな問題として、大都市における適用問題がある。三六年九月三〇日現在の六大都市における適用状況は、第二-六表のとおりかなり低調で今後一層の向上が特に期待されている。

第2-6表 拠出制国民年金の六大都市における適用状況

第2-6表 拠出制国民年金の六大都市における適用状況
(30年9月30日現在)

	被保険者数(A)	受理件数(B)	$\frac{B}{A} \times 100$
六 大 市	3,083,671	1,848,484	59.9
東 京	1,479,809	1,021,282	69.0
23 区	256,977	171,239	66.6
23 区 外	1,736,786	1,192,521	68.7
計			
神 奈 川	258,904	114,640	44.3
横浜市	360,461	252,519	70.1
横浜市外	619,365	367,159	59.3
計			
愛 知	279,004	163,652	58.7
名古屋市	514,379	486,672	94.6
名古屋外	793,383	650,324	82.0
計			
京 都	363,838	134,520	37.0
京都市	151,179	134,949	89.3
京都市外	415,017	269,469	64.9
計			
大 阪	618,968	276,601	44.7
大阪市	439,125	317,827	72.4
大阪市外	1,058,093	594,428	56.2
計			
兵 庫	183,148	137,789	75.2
神戸市	516,635	455,615	88.2
神戸市外	699,783	593,404	84.8
計			

厚生省年金局調

なお、最近の資料(三六年九月現在)によつて全国的な適用状況をみると、強制適用者数は、一、五六六万八、〇三八人、任意適用者数は、二四八万八、七九一人と進展の跡は著しいものがある。

2 適用業務の困難さが、いわば「生みの苦しみ」であるとすれば、保険料納付業務の困難さは、「育ての苦しみ」といつてよいであろう。

拠出制国民年金には、被用者年金のように事業所で保険料にあたる金額を給与の中から差し引くというやり方は到底期待できない。一人一人の被保険者を追求していつて保険料を納付してもらわなければならない。これに要する業務量なり、経費というものは、膨大なものにならざるをえない。拠出制国民年金は、このために一つの制度を作りだした。すなわち、保険料を印紙で納付するという方式である。国は、市町村あるいは国民年金印紙売りさばき人に印紙を売り渡し、市町村あるいは国民年金印紙売りさばき人は、さらに被保険者にこれを売り渡す。被保険者は、前もつて交付されていた国民年金手帳の所定の欄に印紙をちよう付して、納期(一月、四月、七月、一〇月)までに市町村に提出し、印紙の検認を受け、はじめて保険料を納付したことになるというやり方である。

印紙の市町村に対する売りさばき状況は、三六年九月現在でおおよそ六四億円に上り、おおむね順調な推移をみせている。買い受け資金の関係上延納措置をとらなければならない市町村については、このための措置が講ぜられており、延納総額は、三六年九月現在では、七億円近くに上つているが、問題は、市町村あるいは国民年金印紙売りさばき人が個々の被保険者に対してどの程度印紙を

売りさばき、検認を行なっているかということである。制度発足当初のことであり正確な数字はつかみ難いが、相当の困難さを伴うものであるということは予想するにたたくない。しかし、七月末現在の国民年金特別会計の歳入実績をながめてみると印紙売りさばき収入五七億三、〇〇〇万円、前納保険料六億九、〇〇〇万円、合計六四億二、〇〇〇万円で、三六年度の予算額二三一億円に対し、二七・八%の比率を示しており、他の公租公課の徴収状況に比べて決してみおとりするものではなく、おおむね順調に推移しているものと思われる。

適用事務は、いわば一回限りの仕事であるが、保険料収納事務は限りなくくりかえされる仕事である。仕事の流れを止めないためには、単に被保険者の善意と理解にまつているだけではじゅうぶんでない。日常生活の合い間をぬつて市町村役場にきて印紙を買い、検認してもらうことの煩わしさが、とかく保険料の納入を渋りがちにすることはだれにでも容易に想像できるだろう。こうした不便さを解決することが、保険料収納状況の向上をもたらすかぎとなるのである。現在、全国の市町村では、いろいろの納付組織を育成し、被保険者の煩わしさを取り除こうとしている。七月末現在二一万五、九三六(組織加入被保険者数九五二万四、六七三名)の納付組織が全国で整備されている。このうち最も多いのが納税組合または納税貯蓄組合を利用するものであり、次には、婦人会、未亡人会、青年団に集金を委託する方法が多い。町内会、部落会、自治会、区長といった市町村の最小行政単位を利用する方法も少なくないが、新たに国民年金保険料納入のための組合を作つた市町村もある。このほか、民生委員、国民年金委員を利用したり、農協を利用する場合がある。こうした民間組織による保険料納付の促進活動をさらに推進するため、大多数の市町村で奨励的な意味での交付金、補助金などを出しているが、国としてもその育成対策を一段と強化する必要がある。

3 抛出制国民年金制度の対象となる人々が比較的所得の階層にある関係上、この制度では保険料を納付することができない人々が少なくない。こうした人々に対しては、保険料免除の規定により、保険料を納めることのできない期間は保険料を免除することとしている。保険料免除には、二つの態様があり、一つは生活保護法による生活扶助を受けているときなど明らかに被保険者に保険料を納める力がないと認められる場合で、この場合には保険料は当然免除される。他の一つは、被保険者に保険料を納める力があるかないかが個別に審査される場合で、この場合には被保険者からの申請に基づいて都道府県知事が決定して、はじめて保険料が免除される。前者を「法定免除」といい、後者を「申請免除」という。本年九月末現在で、法定免除者数は約四三万三、〇〇〇人、申請免除者数は約八二万人、合計約一二五万三、〇〇〇人で、当初の被保険者総数の三割という予想をかなり下回り、特に申請免除者が意外に少なく、このことは、今後解明すべき問題の一つであろう。

第二部 各論

第二章 年金制度

第一節 国民年金制度

二 拠出制国民年金

(二) 拠出制国民年金の改善

第三八回国会に提出され、会期末の混乱のため廃案となつた国民年金法の一部改正は、第三九回国会で成立の運びとなり、この結果次の諸点について改善がなされた。

なお、第三九回国会に再提出された法案は、第三八回国会の衆議院社会労働委員会の修正内容((4)、(5))を取り入れたものであつたことを付記しておこう。

(1) 老齢年金の繰り上げ支給

老齢年金の受給資格期間を満たしている者に対しては、六〇歳以後、その者が希望するときから、その者が六五歳から受けることができる額を減額した老齢年金を支給することとした。

(2) 特例による老齢年金

保険料免除期間が長かつたために保険料納付済期間が一〇年に達せず、そのため拠出制の老齢年金の支給を受けることのできない者に対して、現行の保険料還付制度に代えて、六五歳から七〇歳までの間、特例により保険料納付済期間が一年以上四年未満のときは五、〇〇〇円、一年以上七年未満のときは七、〇〇〇円、七年以上のときは九、〇〇〇円の老齢年金を支給することとした。

(3) 準母子年金の創設

配偶者のいない祖母や姉が、孫や弟妹を扶養するいわゆる準母子世帯については、母子世帯とまったく同様の実情にあると考えてよいので、母子年金の例により準母子年金を支給することとした。

(4) 障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金の受給資格期間の短縮

障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金については、従来これを受けるために三年以上保険料を納めていることが必要であつたのを改め、一年以上継続して保険料を納めていれば支給が受けられるようにした。この結果、三七年五月から実際に年金支給業務が開始されることとなつた。

(5) 遺児年金額の引き上げ

従来、遺児年金の額は、老齢年金の額の四分の一相当額となつていたのを二分の一相当額に改め、あわせて最低保障額を年七、二〇〇円に引き上げた。

このほか、福祉年金と共通する改善事項として、未支給年金の支給範囲の拡大、死亡の推定があるが、

現在のところ現実に関係するのは福祉年金の面においてであるから、内容は第一八二ページを参照されたい。

三七年度において改善を要すべき事項としては、保険料免除者に対する国庫負担制度の導入が検討されている。保険料免除を受けた場合、現在は年金受給要件に加味されるだけで(年金は保険料納付済期間が一〇年以上で、かつ、その期間と保険料免除期間とを合算した期間が二五年以上の場合に支給されることになっている。)、年金額そのものは納付済保険料に応じて定められることになっているが、これによると、低所得のため保険料を納めることが困難な人ほど年金額が低いことになり、所得再配分の見地からいつて不合理であるという声がかかなり強い。そこで、こうした点を改め、保険料の免除を受けた場合にも国庫負担を行ない、国庫負担分に相当する額だけ(一年につき三五〇円)は、年金額を支給しようとするものである。

第二部 各論

第二章 年金制度

第二節 被用者の年金制度

被用者を対象とする公的年金制度としては、厚生年金保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、市町村職員共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、地方公務員年金条例がある。これらの制度の適用を受けている者の数は、第二-七表のとおりであるが、昭和三六年三月末現在で、合計一、七四一万人となっており、わが国の被用者人口二、二八七万人(総理府統計局「労働力調査」三六年三月)の約七六%となつている。

第2-7表 被用者年金制度の適用人員

第 2-7 表 被用者年金制度の適用人員 (36年3月末現在) (単位:千人)	
	適用人員
総 数	17,414
厚 生 年 金 保 険	13,240
船 員 保 険	216
国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,190
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	696
市 町 村 職 員 共 済 組 合	151
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	88
町 村 職 員 恩 給 組 合	192
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	301
地 方 退 職 年 金 条 例 お よ び 恩 給 準 用 関 係	1,340

社会保障制度審議会事務局調

このうち、厚生省で所管している厚生年金保険と船員保険についてその現況をみてみよう。

厚生年金保険

厚生年金保険の適用状況は第二-八表のとおり、昭和三六年三月末現在で、適用事業所数三九万九、四〇一か所、被保険者数は、一、三二二万三、六一八人で、前年同期に比べて適用事業所数において一〇・八%、被保険者数において一二・六%の増をみせている。また、標準報酬月額平均は、三六年三月末現在で一万六、六九〇円となっており、前年同期に比べると実に三・八%の増をみせている。

第2-8表 厚生年金保険の適用状況

第 2-8 表 厚生年金保険の適用状況

	適用事業所数	被保険者数	平均標準報酬月額
30 年度 末	264,516	8,226,824	11,884
31	288,631	9,153,616	12,049
32	321,745	10,022,771	12,352
33	326,935	10,393,102	12,523
34	360,535	11,745,733	12,659
35	399,401	13,223,618	16,690

厚生省保険局調

次に、給付裁定状況は、第二-九表のとおりで、三五年度中の年金裁定件数四万四、四六五件、年金受給権者数(三六年三月末現在)三〇万二、四八五件となっており、年金受給権者数は前年同期に比べると二万九、八九三件の増加となっている。

第2-9表 厚生年金保険の給付裁定状況

第 2-9 表 厚生年金保険の給付裁定状況
(36年3月末現在)

		件 数	1 件当たり金額
年 金	老 齢 年 金	41,408 (16,609)	41,714
	遺 族 年 金	177,154 (20,435)	23,477
	障 害 年 金	83,923 (7,421)	33,477
	計	302,485 (44,465)	(平均)28,509
一 時 金	脱 退 手 当 金	250,293	13,332
	障 害 手 当 金	330	51,690
	その他の一時金	34	10,125
計		350,293	(平均)13,383

厚生省保険局調
(注) かつこ内の数字は、35年度中の年金裁定件数である。

船員保険

船員保険の適用を受ける船舶所有者の数は、昭和三六年三月末現在で九、七四二人、前年同期の九、六七八人と比べると六四人の増加となり、被保険者数は、二一万六、四〇三人、前年同期の九、六五九人増となっている。また、標準報酬月額の平均は一万八、二七二円で、前年同期の一万六、二二八円よりも二、〇四四円高くなっている。

次に、給付状況については、三五年度中の新規裁定件数は、一時金については、一、八六〇件である。また、年金の受給件数は三六年三月末現在で二万五、八九七件となり、前年同期の二万四、二六八件に比べて、一、六五九件の増加をみせた。なお、この年金の一件当たりの受給金額は、老齢年金五万三、四七九円、障害年金五万一、三九一円、遺族年金二万八、五九六円、寡婦(かん夫)遺児年金二万九、三〇三円となっている。

なお、厚生年金保険法、船員保険法ともに通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに通算老齢年金の給付の制度が新設されるなどの改正があつたが、これについては次節で述べることにしよう。

厚生白書(昭和36年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第二章 年金制度

第三節 通算調整と積立金

昭和三六年度において解決をみた公的年金制度の重要問題として、通算調整の問題と積立金の問題がある。いずれも年金制度の将来を大きく左右するもので、久しくその解決が要望されてきたものである。以下、概観してみよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第二章 年金制度

第三節 通算調整と積立金

一 通算調整の問題

昭和三四年四月に国民年金制度が創設されたことによつて、いわゆる国民皆年金の体制がしかれ、全国民がいずれかの公的年金制度の適用を受けることになつたのであるが、いろいろの年金制度が並立している現状では、一つの公的年金制度の適用を受けている者が他の公的年金制度の適用を受ける職場に変わった場合には、厚生年金保険と船員保険の間など二、三の例を除いて加入期間の合算という制度がとられていないため、実際に公的年金制度の恩恵を受けることができないことが少なくなかつた。国民皆年金の実をあげるためには、各制度の間で資格期間を通算する必要があるが、久しく問題とされ、いろいろと研究もされてきた。また、国会の付帯決議、関係審議会からの意見の提出などもたびたびあつたところであるが、各制度がそれぞれ沿革を異にし、それぞれ特別の事情をもつているため、その調整は技術的にきわめて困難であり、今日まで通算措置が行なわれなかつた。しかしながら、問題の重要性はいたづらな時日の遷延を許さず、国民年金の成立に際して、政府はその解決を確約し、この問題の解決のために内閣審議室を中心に各省担当官が集まり、三四年八月以来、鋭意検討を進めてきた。三五年一二月それぞれの意見の統一と調整がなり、その結果、「公的年金制度期間通算制度要綱」が閣議決定された。この要綱に基づき、また、社会保障制度審議会をはじめとする関係各審議会の意見を聞いたうえで、三六年三月通算年金通則法案および通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案が第三八回国会に提出された。これらの法案は、会期末の混乱のため一旦廃案となつたが、第三九回国会に再提出され、一一月一日公布の運びとなり、四月にさかのぼつて実施され、待望久しかつた公的年金に関する通算制度はここに発足をみたわけである。以下、その内容について簡単にふれてみよう。

1 通算の対象となる公的年金制度は、国民年金、厚生年金保険、船員保険、国家公務員共済組合、市町村職員共済組合、私立学校教職員共済組合、公共企業体職員等共済組合、農林漁業団体職員共済組合である。

2 各公的年金制度は、その年金制度において本来の老齢(退職)年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていないが、各制度に加入した期間全部を通算して二五年以上となるか、または国民年金以外の年金制度に加入した期間を通算して二〇年以上となる者に対して通算老齢(退職)年金を支給する。

3 支給開始年齢は、国民年金の場合は六五歳、その他の制度の場合は六〇歳となつている。

4 年金額は、(1)国民年金の場合は保険料納付済期間一年について九〇〇円(二〇年をこえる部分については一、二〇〇〇円)、(2)厚生年金保険の場合は被保険者期間が二〇年(二四〇月)であるとして計算したときの老齢年金の基本年金額の二四〇分の一に被保険者期間の月数を乗じた額、(3)その他の制度の場合は、厚生年金保険の給付水準を下回らない額となつている。

5 これに要する費用は、従来脱退手当金(退職一時金)の原資をもつてあつて、この際特に保険料の引き上げなどは行なわないものとするとともに、各被用者年金制度のうち財源に余裕のある制度ではその限度で、なお退職一時金を存置することとなつている。

6 最後に、かくて発足した年金通算制度には、支払機構の整備などその実施の円滑化のために課された今後の問題は、なお大きいことを付言しておこう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第二章 年金制度

第三節 通算調整と積立金

二 積立金の運用の問題

拠出制の国民年金や厚生年金保険では、積立方式をとっている関係上給付が全面的に支給されるようになるまでは、毎年毎年保険料や保険料の運用から生ずる収入などからなるべく大な積立金が蓄積されていくことになつていく。低所得層や零細な事業主から徴収する保険料の集積である積立金の運用いかにについては、各方面から強い関心が寄せられていたが、特に国民年金法の制定を機として、この問題はにわかにクローズアップされるに至り、昭和三五年來、資金運用部資金運用審議会、国民年金審議会、社会保障制度審議会があいついでそれぞれの考え方を発表した。しかし、三者の見解は、微妙な点で意見の相違を示し、世の注目をひいた。まず、資金運用部資金運用審議会は、三五年九月一四日に内閣総理大臣に対し、(1)この種の資金は全体的見地から他の国家資金とともに統一的に運用されるべきであること。(2)しかしながら、被保険者の拠出意欲の向上を図るため、毎年度増加額の二五%までは被保険者の福祉の向上に寄与するような施設の整備のための還元融資を行なうこと。(3)積立金の運用利回りは、六分五厘程度に引き上げること。(4)資金運用部資金運用審議会の構成や運営の方法を改め、拠出者の意向が反映されるようにすることをおもな内容とした建議を行なつた。これに対し、国民年金審議会は、九月一六日に現在の資金運用部のあり方が、年金積立金の運用を行なうのに適当でなく、これが改められない限り、年金積立金を分離運用することもやむをえないと中間答申し、次いで、一二月二二日に最終的な答申として、次のような意見を述べた。すなわち、「国民年金積立金は、他の厚生年金保険などの積立金とあわせて、資金運用部に『年金特別勘定』を設けて運用するものとし、運用対象によつて、被保険者の福祉となる施設の充実にあてられる『甲種運用』と、できるだけ有利な方向にあてられる『乙種運用』の二種類に分けること。なお、従来の厚生年金の還元融資と新たにはじめられる国民年金の特別融資を一本として、これを原資とする年金福祉公庫を設けて、特に低利の融資なり、直営の福祉事業を行なわせる必要がある。」

一方、社会保障制度審議会は、一〇月六日、「積立金は元來年金制度の健全な運用と改善のため、普通の金利以上に運用されるべきであるが、現状では社会保障施設を拡充することもまた必要である。そこで本来社会保険の積立金は総合的な基金制度を設けるべきであるが、さしあたっては資金運用部資金の『特別勘定』として管理運用すべきである。」という旨の意見具申を行なつた。

政府としては、これらの意見をじゆうぶん参照したうえで、(1)一見して運用先が明らかになるようなしくみで運用されなければならないこと。(2)できるだけ有利な運用が図られなければならないこと。(3)被保険者の生活内容の充実向上に直接役だつような公共的施設の整備にふりむけられること。(4)被保険者の意見なり要望が運用に反映されること。という四つの原則に立つて政府部内での意見の調整を図つた結果、三六年度以降の年金積立金の運用は大きな変革をとげた。まず、第一の原則については、財政投融资計画を作るさいに、国民年金や厚生年金保険の積立金は「年金資金等」という区分にまとめ、他の郵便貯金等の資金と区別し、その運用先を事業の種類別に明らかにした表を「使途別分類表」として、計画に添付することとしたことによつて解決をした。第二の原則については、積立金の資金運用部に対する預託利率が、これまでの年六分から六分五厘にまで引き上げられることとなつた。このための資金運用部資金法の一部改正は、第三八回国会で成立をみた。また、第三の原則については、「年金資金等」は、直接被保険者の福祉増進に役だつ分野(住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業)と広く国民生活全般の向上に役だつ分野(国土保全、災害復旧、道路、運輸通信、地域開発)にあてられ、従来とかく問題の多かつた基幹産業などには全然ふりむけられないこととなつた。最後の原則については、資金運用部資金法の一部改正のさい、従来のように、大半が関係各省の役人からな

るような審議会の構成を改め、民間の学識経験者だけで構成するものとするにより、抛出者側の意見や要望がじゅうぶん財政投融资計画の作成にあたって反映されることを期した。

それでは、この積立金のどれだけが、またどのように直接被保険者の福祉の向上に役だつように運用されているのであろうか。まず、三六年度の財政投融资計画を用途別にみると、付表二三のとおりとなっている。このうち「年金資金等」一、四四〇億円の内訳は、国民年金三〇〇億円、厚生年金保険一、〇四〇億円、その他一〇〇億円である。この国民年金三〇〇億円のうち七五億円、厚生年金保険一、〇四〇億円のうち二六〇億円(前年度一一五億円)が還元(特別)融資されることになっている。その資金計画は、第二一〇表と第二一一表に示すとおりである。以下、国民年金と厚生年金保険とに分けて、簡単にふれてみよう。

第2-10表 36年度厚生年金還元融資の運用計画

第 2-10表 36年度厚生年金還元融資の運用計画

(単位：億円)

区 分	総 額	地方債計画上分	新規分 転 貸	継続分 転 貸	事業団	その他
総 額	260	140	44	16	40	20
医療金融公庫	20	-	-	-	-	20
従来の還元融資事業	195	95	44	16	40	-
住 宅	59	15	44	-	-	-
病 院	80	50	-	13	17	-
厚生福祉施設	58	30	-	3	23	-
一般地方債事業	45	45	-	-	-	-
上 水 道	30	30	-	-	-	-
下 水 道	15	15	-	-	-	-

第2-11表 36年度国民年金特別融資の運用計画

第 2-11表 36年度国民年金特別融資の運用計画

(単位：億円)

	総 額	地方債計画上分	事業団	その他
総 額	75	57	10	8
医療金融公庫	8	-	-	8
従来の特種融資事業	55	45	10	-
住 宅	10	10	-	-
病 院	15	15	-	-
厚生福祉施設	30	20	10	-
一般地方債事業	12	12	-	-
上 水 道	-	-	-	-
下 水 道	-	-	-	-
清掃事業	7	7	-	-
簡易水道	5	5	-	-

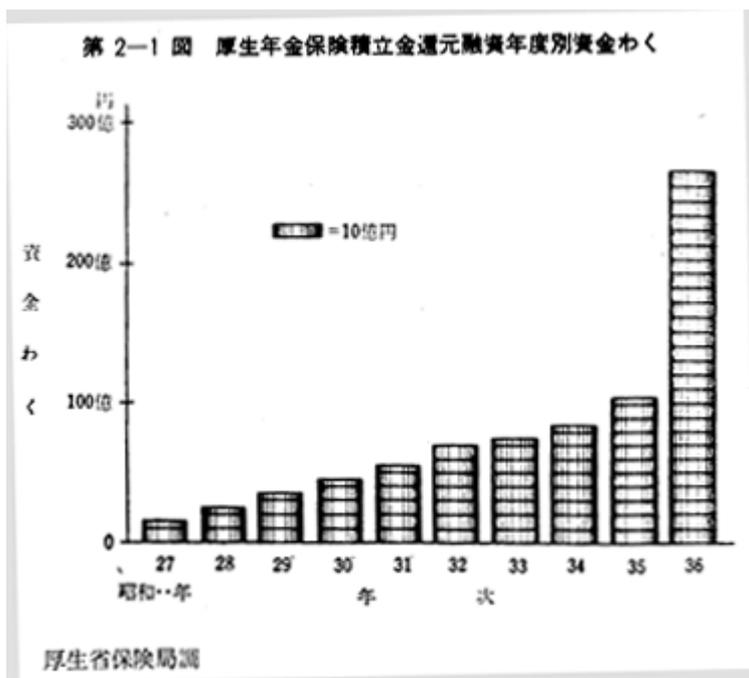
まず、国民年金については、一般地方債として一二億円(清掃事業費七億円、簡易水道事業費五億円)を、また一般開業医を対象とする医療金融公庫に八億円をふりむけ、残る五五億円のうち四五億円が特別地方債として厚生省年金局で取り扱われ、一〇億円が年金福祉事業団(後述)に流れることになっている。四五億円の特別地方債の対象事業体は、地方債である以上、地方財政法の規定に適合し、かつ、地方債の許可方針にも適合した地方自治体でなければならないことはいうまでもない。融資対象事業は、住宅改良事業(住宅改良、水洗便所整備)、病院建設事業、厚生福祉施設事業などである。最後の厚生福祉施設事

業には、社会福祉施設と厚生施設の別がある。社会福祉施設としては、養老施設、救護施設、精神薄弱者援護施設、身体障害者更生施設、し体不自由児施設、精神薄弱児施設、保育所、児童会館、有料老人ホームなどがあり、厚生施設としては、休養施設、体育施設、母子施設、老人クラブ、会館などがある。

もちろん、融資である以上、これを受ける事業主体に融資額の償還能力はもちろんのこと、利息の支払能力があることを要するし、融資を行なう事業の必要性が、他の地区に比べてその地区に高いことをも要する。また、還元融資が抛出意欲を向上させるという目的をもっていることから、国民年金の被保険者適用率、保険料収納率が高いことも要求されている。

厚生年金還元融資は、二七年来行なわれているが、三六年度は、これまでと比べて資金量が飛躍的に増大したこと(第二一図参照)、融資対象施設が若干拡大したこと、融資の相手方が大幅に変わったことで画期的な改善がなされた。また、国民年金において特別融資が実施されたことに伴い、対象となる施設について調整が図られている。融資の内容は、二〇億円を医療金融公庫に回し、一般地方債として上下水道に四五億円がふりむけられることになっている。したがって、厚生省が従来から行なってきた還元融資は、年金福祉事業団分四〇億円を差し引いて一五五億円となるわけである。この一五五億円を、さらに施設別にみると、住宅に五九億円、病院に六三億円、厚生福祉施設に三三億円がふり向けられることとなっており、前年度に比べると住宅(前年度三五億円)、厚生福祉施設(前年度二〇億円)の融資額が大幅に伸びている。

第2-1図 厚生年金保険積立金還元融資年度別資金わく



なお、三六年度は、従来と比べて、対象事業主を中小企業事業主にも拡大し、とかく住宅融資が大企業にかたよる傾向を是正することとし、また、新たに中小企業の事業協同組合、商工会議所などをも融資の相手方にすることとした。病院、厚生福祉施設については、年金福祉事業団が新設されたので、融資の相手方は地方公共団体のみに限ることとし、事業主その他の団体は、融資の相手方から削った。

最後に、これまでたびたびふれてきた年金福祉事業団について簡単に述べてみよう。

従来、厚生年金還元融資の手続きは資金運用部資金法の制約により、直接事業主に貸し付けることができず、まず資金を地方債引き受けの形で地方公共団体に貸し付け、その地方公共団体から事業主に転貸するという形式をとっていた。この方法については、手続きの面では事業主にとってやつかいであるし、間に立つ地方公共団体に対しても余計な責任をかぶせることになるので、従来から改善の要望が強かった。しかも、この方法では、自力で福祉施設を整備することができないため本当に資金を必要としている中小企業にまでは、なかなか資金が回らなかつた。そこで、国民年金の特別融資がはじまり、積

立金問題が広く世の関心を浴びた三六年度からは、これを機会に事業主に直接融資を行なう機関を設立することとし、転貸方式という不自然なやり方を一掃することとした。融資を行なうことを目的とする以上、公庫という形で発足すべきが筋ではあるが、三六年度予算の編成方針が公団、公庫の新設を極力おさえるということであつたので、とりあえず事業団として発足することとなつたわけである。七月から発足する予定で、第三八回国会に年金福祉事業団法案が提出されたのであるが、会期末の混乱のため廃案となり、第三九回国会に再提出され、成立し、その結果一月から発足の運びとなつた。

その資金わくは、厚生年金保険からの四〇億円、国民年金からの一〇億円、計五〇億円である。融資の相手方は、事業主、事業主の組合、船主、農業協同組合、漁業協同組合などで、実際の運用にあたっては、中小企業関係に対する融資を重点的に取り上げていく方針である。融資対象事業としては、被保険者の利用する厚生福祉施設と医療施設とがある。厚生福祉施設については、これを第一種と第二種に分け、第一種には、休養施設、共同給食施設、共同宿舎、体育館、会館など、第二種には老人ホーム、母子ホーム、託児所などがあり、第二種については施設の性格から考えて、貸出利率を下げることにしている。